様式第１号（第８関係）

**南魚沼市犯罪被害者等見舞金支給申請書**

　　年　　月　　日

（あて先）南魚沼市長

申請者（支給対象者）住所（申請時）

　住所（犯罪行為発生時）　□申請時に同じ

　フリガナ

　氏名

　生年月日　　　　　　年　　　月　　　日

　連絡先　　　　－　　　　　－

　見舞金の支給を受けたいので、下記のとおり必要な書類を添えて申請します。

記

１　見舞金の種類

　　□遺族見舞金　□重症病見舞金

２　犯罪被害の原因となった犯罪行為の内容

　　犯罪被害申告書（様式第２号）

３　犯罪被害者と申請者の続柄・生計維持関係　　※重症病見舞金の場合は記載不要

　　□配偶者　□子　□父母　□孫　□祖父母　□兄弟姉妹

　　※配偶者以外の場合は以下の項目にチェックしてください。

　　　生計維持関係　　□あり　　□なし

４　見舞金を支給しない場合に関する確認事項

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 確認事項 | | はい | いいえ |
| １ | 他の地方公共団体からこの見舞金と同種の見舞金を受給していません。（遺族見舞金の場合は、他の遺族を含む。） | □ | □ |
| ２ | 当該犯罪行為が行われた時、犯罪被害者と加害者（遺族見舞金の場合は、犯罪被害者又は第１順位遺族と加害者）は、親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）にありません。 | □ | □ |
| ３ | 当該犯罪行為において、犯罪被害者（遺族見舞金の場合は、犯罪被害者又は第１順位遺族）の責めに帰すべき行為又は事由（犯罪行為を誘発したなど）はありません。 | □ | □ |
| ４ | 犯罪被害者（遺族見舞金の場合は、犯罪被害者又は第１順位遺族）は、南魚沼市暴力団排除条例第２条第２号に定める暴力団員又は同条第１号の暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではありません。 | □ | □ |

５　同一の犯罪行為による重傷病見舞金と同種の見舞金の受給有無　※重症病見舞金の場合は記載不要

　　□なし　　□あり　　受給した地方自治体名　（　　　　　　県　　　　　　市・町・村）

　　　　　　　　　　　　受給額　（　　　　　　　　　　　　　円）

６　同意事項　　※内容をご確認の上、チェックをしてください。

□見舞金の支給後に、南魚沼市犯罪被害者等見舞金支給要綱第12第１項各号（支給決定の取消し）の規定に該当することが判明した場合は、同要綱第13条の規定により支給された見舞金を速やかに返還します。

□上記確認事項４の確認のため、警察に照会される場合があることに同意します。

□申請者の要件等を公簿等で確認できる場合は、添付書類に代わり南魚沼市が当該公簿等を確認することに同意します。

７　申請手続を行う者（※申請者がやむを得ない理由により申請手続ができず、申請者に代わって手続をする場合のみ記載してください。）

やむを得ない理由

（申請手続を行う者）　住　　所

　氏名　　　　　　　　　　　　　　　（署名）

　生年月日　　　　　　年　　　月　　　日

　連絡先　　　　－　　　　　－

　申請者との関係

８　見舞金振込先口座

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 | 銀行　農協　労働金庫  信用組合　信用金庫 | 本・支店名 | 本店  支店 | | | | | | |
| フリガナ |  | 口座種別 | 普通　・　当座 | | | | | | |
| 口座名義 |  | 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |

９　添付書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 添付書類 | 遺族  見舞金 | 重症病見舞金 |
| 犯罪行為が行われた時において、申請者が新潟県内に住所を有していた又は居住していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等） | □ | □ |
| 申請時において、申請者が南魚沼市に住所を有することを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等） | □ | □ |
| 申請者の氏名及び生年月日並びに犯罪被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の市町村長が発行する証明書 | □ |  |
| 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（住民票の写し、犯罪被害者及び申請を行う者の親族、友人、隣人等の申述書等） | □ |  |
| 申請者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）以外の者であるときは、第１順位遺族であることを証明することができる書類（先順位の遺族の死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本） | □ |  |
| 申請者が生計維持遺族であり、かつ、第１順位遺族を決定するために必要があるときは、当該死亡の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類（犯罪被害者の収入を証明する資料、家計簿、住民票の写し等） | □ |  |
| 第１順位遺族が２人以上あるときは、南魚沼市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書（様式第３号） | □ |  |
| 重傷病に該当することが証明できる医師の診断書（犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日、療養期間、入院日数（精神疾患の場合は、労務に服することができない日数）及び病名を明記したもの） |  | □ |
| その他市長が必要と認める書類 | □ | □ |

注１　□のある欄は、該当する項目の□にレ点を付してください。

　２　申請者に代わって手続を行う者は、上記書類のほか、申請者との関係を示す書類を提示してください｡